

発砲による自衛官の死亡について（要請）

「令和4年4月3日（日曜日）午前10時40分頃、陸上自衛隊東立川駐屯地にて、男性陸士長（19）が警備のため携行していた小銃を自らに向けて発砲し、搬送先の病院で死亡が確認された。当時は正門の方から銃声がして、正門警備についていた陸士長が血を流した状態で倒れているのが発見された。倒れていた陸士長の近くには小銃から発砲された薬きょうが2発分、落ちていた」との報道がなされた。

東立川駐屯地は、小学校を含む住宅密集地に隣接しており、正門付近での発砲は、一步間違えれば人命に関わる重大な事故につながりかねず、多くの住民に不安を与えるものである。

貴職においては、このような状況を十分認識され、次の事項のとおり対応するよう強く要望する。

- 本件に関する情報を、周辺住民、及び地元自治体である立川市に速やかに提供すること。
- 小銃及び実弾については、適正な管理を徹底すること。
- 原因究明を速やかに行うとともに、再発防止策を講ずること。

令和4年4月7日

陸上自衛隊 東立川駐屯地司令 井上 嘉史 殿

立川市長 清水 庄平

